

社会福祉法人 島田福祉の杜 役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 島田福祉の杜 の理事並びに監事(以下「役員」という。)及び評議員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、その職責内容及び法人の財務状況を勘案し、以下のとおり支給できるものとし、その支給額は別表「勤務実態報告書」に記載された内容に応じ相当額を加減することができるものとする。但し、理事たる施設長、及び業務執行理事については、本条規定を適用しないものとする。

- | | | |
|--------|----|---------|
| 1. 理事長 | 日額 | 30,000円 |
| 2. 理事 | 日額 | 20,000円 |
| 3. 監事 | 日額 | 20,000円 |
| 4. 評議員 | 日額 | 10,000円 |

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席した場合は費用弁償として、次の額を支給する。但し、理事たる施設長(業務執行理事)については、本条規定を適用しないものとする。

日額 3,000円

(支給方法)

第4条 報酬の支給日は、その月の末日とし、口座振込による支給ができるものとする。

2. 前項の支給日が休日の場合は、金融機関の直前の営業日とする。
3. 費用弁償の支給は、当日払いとする。

付 則 この規程は、本法人が運営する施設開設時から施行する

付 則 平成15年9月1日から施行する

付 則 平成18年1月1日から施行する

付 則 平成19年1月26日から施行する

付 則 平成29年4月1日から施行する

付 則 令和3年3月25日から施行する